

# 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定施設制度規則

平成27年2月27日 制定

## 第1章 総則

第1条：（目的）ストーマ管理に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、ストーマに関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者が勤務し、緊急時を含めて患者に対して適切に対応できる施設を広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条：（施設の認定）日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会は、前条の目的を達成するため、この規則により十分な能力を有する施設をストーマ認定施設として認定する。

## 第2章 専門制度を運用する機関

第3条：日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会は、専門制度の運用にあたって認定施設認定委員会を設置する。

第4条：認定施設認定委員会は、専門制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、施設の認定審査と更新審査を行う。

## 第3章 認定施設申請資格

第5条：（認定施設申請資格）認定施設を申請する施設は各項を充足するものとする。詳しくは施行細則に定める。

## 第4章 認定の方法

第6条：（提出書類）申請施設は、施行細則に定める書類と認定審査料を定められた期日までに認定施設認定委員会に提出するものとする。

**提出先：**日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会  
ストーマ認定施設認定委員会

〒299-0111 千葉県市原市姉崎3426-3 帝京大学ちば総合医療センター外科

第7条：（公示）認定施設認定委員会は年2回認定審査を施行し、その日時、その他については実施6ヵ月前に公示する。

第8条：（認定審査）認定施設認定委員会は申請施設に対して認定審査を行う。

第9条：（審査結果の通知）認定施設認定委員会は、審査の結果を理事長に報告する。理事長は、認定施設認定委員会の報告にもとづき、理事会の

議を経て、認定審査の結果をすみやかに申請施設に通知する。

## 第5章 登録

第10条：（登録） 認定審査合格施設は所定の登録料を認定施設認定委員会に納付しなければならない。そのうち理事長は認定審査合格施設を認定施設登録原簿に登録、公示し、認定証を交付する。

第11条：（有効期間） 認定証の有効期間は交付の日より5年とする。

## 第6章 更新

第12条：（更新の時期） 認定資格の継続を望む施設は資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第13条：（更新の申請） 更新を申請する施設は施行細則に定める申請書類を認定施設認定委員会に提出し、更新審査料を納付しなければならない。

第14条：（更新審査） 認定施設認定委員会は、認定資格更新申請施設に対して毎年2回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、認定施設認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査結果をすみやかに申請施設に通知する。

第15条：（登録） 更新審査合格施設は所定の更新登録料を認定施設認定委員会に納付しなければならない。そのうち理事長は更新審査合格施設を公示し、認定証を交付する。

## 第7章 資格の喪失

第16条：（資格の喪失） 認定施設は次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 認定資格を辞退したとき
- 2) 認定資格の更新をしなかったとき
- 3) 届け出されたストーマ認定士が日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会を退会したとき
- 4) 届け出されたストーマ認定士が日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会から除名されたとき
- 5) 届け出されたストーマ認定士が死亡したとき
- 6) 認定施設としての資格が喪失された時点で、その施設は認定施設認定委員会に届出をする義務を有する。

第17条：（資格の留保） 認定資格の更新審査にて不合格となった施設はその認定資格を2年間留保する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合

格しない施設は、認定施設認定委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。

第18条 : (認定の取り消し) 認定施設としてふさわしくない出来事のあった場合や、申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、認定施設認定委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を取り消すことができる。

#### 第8章 規則の変更手続

第19条 : (改定) この規則の改定は、理事会の議決を経て評議員会の承認を得て行う。

#### 附 則

1. この規則は、平成27(2015)年2月27日より施行する。
2. 平成29年7月14日改正